令和3年 第1回浜松市議会定例会 代表質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 平間良明

質問

浜松市域R E 100の推進について

2050年のカーボンニュートラルに向け、本市は浜松市域RE100を掲げ、2050年までに市域の電力を100%再生可能エネルギーで賄う計画である。再生可能エネルギーが豊富な本市だが、不安定な再生可能エネルギーで市域の電力を100%賄うには蓄電量増加などの対応が必要である。そこで、以下4点について伺う。

- (1) 再生可能エネルギーの導入促進について
- (1) 平成23年度当初予算において、太陽光発電の設置補助金の年間補助件数を500件と見込んでいたのに対し、その年の5月補正で2500件に拡大した。それから10年経過したが、当該補助金の令和2年度予算総額は8800万円である。固定価格買取制度(FIT制度)は10年間の買取期間終了に伴い、売電価格が下がるため、蓄電池を備えて自家消費するニーズが増えている。令和2年度は令和3年1月22日に申請書受理総額が補助金の予算総額を上回ったことから受受付終了し、機器の購入を検討していた市民から、受付終了が早過ぎるとの声を聞いている。そこで、浜松市域RE100の推進に対する市長の意気込みと、さらなる再生可能エネルギーの導入促進に向けた補助金の増額について伺う。
- (2) V 2 H (ビークル・トゥ・ホーム) の普及 促進について
- (2) 国は「グリーン成長戦略」として電動車の普及を促進し、本市も公用車の電動化を進めている。走行以外で電動車の電気を活用するV2Hは、車の保有台数が多く太陽光発電導入量日本一の本市にとって大幅なCO₂削減が見込める。しかし、V2Hの補助金申請は依然1桁台にとどまっている。そこで、V2Hの普及促進策として家庭用蓄電池補助金を「蓄電池を備えた自動車」にも適用できないか伺う。

答弁

1(1) 鈴木市長

一昨年9月に、ニューヨークの国連本部で開催された「ハイレベル政治フォーラム・SDGサミット」へ日本の自治体から唯一参加し、再生可能エネルギーの導入促進など、本市の取組について世界へ強く発信してきた。この会議を通じ、脱炭素社会の実現を目指す世界的潮流と重要性を実感し、エネルギー先進都市としての決意から「浜松市域RE100」の実現を表明した。持続可能な未来を実現するため、事業者及び市民の皆様と一体となって、再生可能エネルギーの導入と活用の拡大に取り組んでいく。また、スマートハウス補助金については、活用状況や今後の動向を踏まえた上で、自家消費促進の重点化など、再エネ導入拡大につながる見直しを行っていく。

1(2) 藤野産業部長

電気自動車と家庭の電力を融通し合うV2H(ヴィークル・トゥ・ホーム)対応型充電設備は、エネルギーを賢く使うだけではなく、再生可能エネルギーの地産地消や災害時のBCP強化にもつながるものである。本市では、平成28年度からスマートハウス補助金の対象にV2Hを新たに加え、本年度の補助実績見込みは12件となっている。また、国において、電気自動車など次世代自動車の一層の普及拡大を掲げる中、本年度の3次補正予算で、電気自動車とV2Hをセットで支援していく補助金が新たに盛り込まれたことから、本市においても電気自動車とあわせV2H導入の増加が見込まれる。こうしたことから、国の補助対象に当たらないV2H単体への助成を継続するとともに、国の支援事業の動向を見極めつつ、今後の対応を検討していく。

1(3) 影山環境部長

現在、市民等が利用できる市管理の急速充電設備は、 南区役所や北区役所、天竜区役所、四ツ池公園など7箇 所ある。また、市内に設置されている充電設備は、充電 スタンド情報共有サイトGoGoEVによると、2月末 現在で民間及び市管理の設備を合わせて127箇所ある。

答弁

- (3) 充電設備の整備について
- (3) 電動車の増加に伴い、充電設備の整備が必要になるが、本庁の充電設備は老朽化と利用者減のため撤去されており、今後、公用車並びに来訪者向けに本庁や他の公共施設に充電設備の整備が必要と考える。

そこで、市が管理する公共施設における充電 設備の整備状況と、今後の対応について伺う。

- (4) 再生可能エネルギー100%の充電と市民からの電力買取りについて
- (4) 電動車は走行時のCO₂が発生しないが、充電もCO₂フリーとするために、市が設置する充電設備から供給する電力を100%再生可能エネルギーで賄えないか伺う。

さらに、供給量を増やす手段として、市民が 設置した太陽光発電設備からの電力買取りについて伺う。

2 デジタル技術やデータの活用による市民生活 の快適化について

行政区再編の議論において、区役所が遠くなり市民サービスの低下を招くという声もあるが、デジタル化の進展により市民サービスの向上が見込める。本市はデジタルファースト宣言都市として、AI・ICT等の先端技術やデータ活用など、デジタルを活用した都市づくりや市民サービスを提供する先進的な取組を推進している。そこで、以下3点について伺う。

- (1) 手続のオンライン化について
- (1) 本年1月よりLINEを使った住民票のオンライン請求の実証実験を実施した。私も請求してみたが、2日後には自宅に郵送され、大変便利だと感じた。しかし、マイナンバーカードによる本人確認や決済方法など課題もあると考える。そこで、以下2点について伺う。
- ア 実証実験での問題点や課題、その対応及び

2050 年CO 2 実質ゼロに向けて、今後、電気自動車の普及が急速に進むものと思われ、それに伴い、充電インフラの整備は必要と考えている。電気自動車は、自宅等でも充電が可能であることから、今後の公共施設への整備については、電気自動車の普及状況や市管理の充電設備の利用状況、また、民間の整備状況などの動向を踏まえ、施設管理の担当部署と連携し、検討していく。

1(4) 藤野産業部長

現在、市内全小中学校を含む一部の公共施設では、株式会社浜松新電力を通じて、市内の太陽光発電や清掃工場から生まれる再エネ由来の地産電気を利用している。今後も、RE100実現に向け、順次、公共施設への再生可能エネルギー導入を拡大していく。こうした中、市が設置した急速充電設備のCO2フリー電源への変更については、関係課とコスト面を含め、検討を進めていく。また、市民が設置した太陽光発電設備からの電力買取については、まずは、各家庭の自家消費拡大に注力し、その上で、余剰となった電力については、現在、買取りを進めている浜松新電力と連携し、拡大していく。

2(1)ア、イ、 朝月デジタル・スマートシティ推進事 業本部長

まず、1つ目。LINEを活用した住民票オンライン請求の実証実験は、期間中48件の請求があった。実証実験後、最後の請求まで完結しなかった方も含めてアンケートを実施したところ、請求を完了しなかった理由として、LINE Pay の登録がなかったことや、マイナンバーカードを持っていなかったこと、マイナンバーカードを持っていなかったことなどが挙げられている。今後の利用意向については、8割以上の方が、今後もこのような LINE を活用したオンライン手続きを利用したいと回答している。こうしたことから、LINE Pay だけでなくクレジットカードなど他のオンライン決済の導入の検討や利用方法の分かりやすい案内など改善を重ね、来年度の実装を目指していく。

次に2つ目。今回実証実験を行った住民票オンライン 請求の実装を目指す中で、印鑑登録証明書や税証明書、 戸籍証明書など年間の取扱件数が多い手続きへの横展 開を検討していく。また、オンライン化の推進にあたっ

本格的な導入時期について伺う。

- イ 今後、オンライン化を検討中の手続につい て伺う。
- (2) 手続案内サービスについて
- (2) 浜松市LINE公式アカウント「しゃんべぇ情報局」の手続案内サービスは、コールセンターへの問合せが多い質問に対し、自動応答で365日24時間いつでも対応でき、市民、窓口双方にメリットがある。一方で、スマートフォン並びにLINEアプリを使わない市民はそのメリットを享受できないが、AIスピーカーなら話しかけるだけで利用できる。そこで、LINEチャットボットによる手続案内サービスの利用状況と、今後の展開としてAIスピーカーを使った手続案内サービスの導入について伺う。
 - (3) 自治会活動のデジタル化支援について
 - (3) デジタル・スマートシティ浜松を市民生活に展開するには、本市と密接な協働関係にある自治会活動のデジタル化が必要と考える。自治会活動支援アプリ「自治会ポータル〜結ネット〜」は、電子回覧板として様々な自治会活動への支援が可能で、自治会役員の負担軽減になるほか、市発行の広報誌などのペーパーレス化にもなる。このようなアプリの導入サポートなど、自治会活動のデジタル化支援について伺う。

答弁

ては、昨年 10 月に策定したオンライン化の推進方針に基づき、令和 5 年 3 月までを推進強化期間に指定し、現在、先行モデルの推進に重点的に取り組んでいる。具体的には、市民の皆様の身近な手続きとして、3 月から連絡ごみの収集受付から支払いを完結できる仕組みを導入するとともに、子育て世代に関する手続きとして、乳幼児相談や 2 歳児歯科健診の予約受付を 2 月 20 日から開始している。オンライン化の推進方針に位置付けている通り、市民の皆様の視点に立ち、より効果の高いものから戦略的に推進し、市民の皆様の利便性向上を図っていく。

2(2) 内藤企画調整部長

現在、SNS、ホームページなど市民の皆様が日常利用する、さまざまな媒体の変化に対応し、多様な住民サービスを提供するためオープンデータプラットフォームを構築しており、今月末の完成を予定している。それに先行して1月20日から市公式LINE「しゃんべぇ情報局」で、チャットボットによる手続案内サービスを開始した。このサービスは、住民票や戸籍などの手続きに関する質問に対し、会話形式により自動でお答えするもので、現状、1日当たりの応答数は平均1,200件程度となっている。また、3月には、連絡ごみ申し込みメニューを追加し、今後は利用者が必要な情報を選択できるセグメント配信の導入により、防災情報や新型コロナワクチン接種予約など、メニューを追加していく。

AIスピーカーについては、音声だけで手軽に操作ができるため、年齢を問わず誰でも利用しやすいものと認識している。このため手続案内については、平成31年に実施した実証実験での利用意向や、音声案内の有用性や課題を踏まえ、3月末までにAIスピーカーアレクサでのサービスを開始する。

2(3) 奥家市民部長

近年、暮らしの中でICTの活用が急速に進んでおり、スマートフォンやタブレット端末一つで、情報の収集や発信、連絡調整が簡単にできるようになった。他都市では、自治会が活動支援アプリを導入し、電子回覧板による情報発信、会議の出欠確認、災害時の安否確認等に活用している事例があり、今後の自治会活動には有効なツールであると認識している。本市としても、デジタルツールを自治会が上手く取り入れていくことは、活動

質問答弁

の活性化や運営の負担軽減につながるものと考えている。こうしたことから、本市では自治会の皆様に対し、デジタル機器の使い方や利便性を伝える講座を開催するほか、他都市で効果的に活用されているアプリなどについても、広く情報提供していく。デジタルファーストな都市づくりの実現に向けて、自治会のデジタル化は、重要かつ必須の取組みであると考えているので、自治会の声に耳を傾け、寄り添って相談に応じていく。

3 ローカル5G導入による地域課題の解決について

ローカル5 Gは、通信事業者以外の事業主体が独自に基地局を設けて5 Gシステムを構築して運用する取組であり、地域の企業や自治体などが、個別ニーズに応じて特定地域内で柔軟に実施できる。人口減少・高齢化対策や産業再生など、もともとあった地域課題に加え、「ポスト・コロナ」の時代には、テレワークや遠隔医療、オンライン教育などの重要性が増す。これらの鍵は5 Gであり、国は今後10年をかけて情報通信ネットワークを重要な社会インフラに発展させるとしている。そこで、以下2点について伺う。

- (1) 光ファイバーの整備エリアと提供時期について
- (1) 本市は光ファイバー未整備地域での整備を進めている。5G環境は光ファイバーの整備エリアをベースに構築するが、整備エリアと提供時期について伺う。
- (2) ローカル5G導入について
- (2) 地域限定の高速通信規格ローカル5Gの無線局を設ける免許を本市が取得し、中山間地域の課題解決を図ることや、中小企業やスタートアップ企業などへの開放による企業誘致の促進や移住者の増加などにつなげる考えはないか伺う。

3(1)(2) 内藤企画調整部長

1点目。最初に整備エリアは、天竜区と北区の一部で、総務省が発表している光ファイバー整備率は、天竜区が90%以上、北区が100%近くとなる見込み。また、提供時期は、民間事業者に対する国の「高度無線環境整備推進事業」の交付決定が1月下旬になされ、事業者は、令和4年3月までの工事完了と、その後の光サービスの提供開始を予定している。

2点目。国においては、令和元年12月にローカル5G 導入に関するガイドラインを公表し、令和2年10月からローカル5Gを活用した地域課題解決のための開発 実証を進めるところ。本市における地域課題解決のため には、ICT利活用の観点が必要。また、中山間地域に 限らず、ローカル5Gの活用も含めた課題解決手段や実 施方法、実施主体等について検討する必要があると考え ている。議員質問の、市がローカル5Gの免許を取得す ることについては、免許を取得し地域企業に実験施設を 開放している東京都や、国が進めている開発実証などの 状況を参考に検討したいと考えている。

答弁

4 浜松版MaaS構想(案) について

浜松版MaaS構想(案)は、「ヒト・モノ・コトをモビリティで繋ぐ」ことで暮らしをより豊かにし、来訪者にとっての魅力も高めていくものとし、本市が日本版MaaSを先導するエリアとなることを目指すとしている。

MaaS構想に関連する自動車産業は、CASE対応として100年に一度の大転換期を迎えており、各社生き残りをかけて取り組んでいる。本市にも多くの自動車関連企業が所在するが、自動車産業の衰退は本市に大きな影響を及ぼすと考える。MaaSにはCASEの要素技術が多く活用されており、MaaS構想に自動車は必要不可欠なものである。そこで、以下2点について伺う。

- (1) 自動車の活用の現状について
- (1) 浜松版MaaS構想(案)では本市における 自動車分担率の高さを交通・生活課題としてい るが、自動車を活用した課題解決が浜松らしい MaaS構想だと考える。ロードマップでは取 組例として、自動運転技術を使った地域内交通 の促進や、公共交通の維持が困難な地域を中心 に自家用車を使った乗り合いの促進、移動販売 や車を活用した遠隔診療などのサービスについ ての記載があるが、自動車の活用の現状につい て伺う。
- (2) 社会実装に向けた推進体制について
- (2) 浜松市モビリティサービス推進コンソーシアムを中核として、複数の企業や団体がパートナーシップを組み、業種・業界の垣根を越えて共存・共栄する仕組みの形成を図るとしている。そこで、コンソーシアムの会員数の状況と目標数、会員の業種・業界の推進体制について伺う。

5 10万人当たり交通事故件数の政令指定都市中ワーストワン脱出に向けて

ワーストワン脱出に向けた取組により、本市 の人身交通事故件数は減少しているが、いまだ

4(1)(2) 朝月デジタル・スマートシティ推進事業本部 長

1点目。浜松版 MaaS は、モビリティの活用やサービスとの組み合わせにより、地域課題の解決や地域の活性化を目指す持続可能なまちづくりを進めるものである。自動車産業が盛んな地域である特徴を活かし、国土縮図型都市の多様なフィールドを活用した様々な取組みが動き出している。具体的には、昨年10月にフードデリバリープラットフォームの「foodelix」が実装し、11月には、車を移動オフィスとして活用する浜松テレワークパーク構想の実証実験が始まった。同じく11月に水窪地区で超小型モビリティを用いた自動運転の実証運行が行われ、地域の方を中心に約120名が試乗した。さらに、今年の1月中旬までの3ヵ月間、春の地区の10名の患者様を対象に、医療 MaaS の実証プロジェクトを行った。引き続き、本市の特徴を活かしたプロジェクトを推進し、持続可能なまちづくりを進めていく。

2点目。モビリティサービス推進コンソーシアムの会員数は、令和3年3月1日現在で61団体となっており、今後も引き続き募集していく。また、会員の業種についても交通や自動車関連の企業だけでなく、ITや金融、保険、小売りや飲食など様々な分野の企業や団体が加盟している。今後、モビリティと各分野のサービスとの連携により、地域課題の解決や地域の活性化に資する新たなサービスの創出に向け、アイデアソンの開催や会員間の連携促進を図っていく。

5(1)(2)(3)ア、イ 髙須土木部長

1 点目。車両走行のビッグデータは、ETC2.0 やナビゲーションシステムなどの車載機器により、速度や急制動、走行ルートなど、大量のデータを集約したもので

2位以下と大きな開きがあり、効果的な対策が 求められる。そこで、以下3点について伺う。

- (1) 交通安全対策への車両走行のビッグデータ の効果的な活用について
- (1) 本市は車のナビゲーションデータなどから 得られる平均速度や急ブレーキ箇所など、車両 走行のビックデータを活用した交通事故対策を 推進している。本市における交通事故は追突や 出会い頭の事故が多く、急ブレーキ多発箇所な どの改善は、予防対策になると期待している。 そこで、交通安全対策における車両走行に関す るビッグデータの効果的な活用について伺う。
- (2) 市民協働による交通事故防止について
- (2) ある自動車メーカーがインターネット上に 無料公開している「みんなでつくる安全マップ」 では、急ブレーキ箇所や事故多発ポイントを地 図上に表示しており、市民は危険箇所に対する 情報を得ることができ、自治体は交通安全対策 情報などを書き込むことができる。本市も参加 して市民の交通安全意識の向上と市民情報を参 考に交通安全対策を講じてはどうか伺う。
- (3) 高齢者の交通事故対策強化について
- (3) 本市は高齢者の運転免許保有率が高い。警察庁は、2020年に全国で75歳以上の高齢ドライバーが起こした死亡事故は333件と発表し、運転免許保有人口10万人当たりの75歳以上の死亡事故件数は、75歳未満の約2倍に上る。事故原因別では、操作ミスが約3割を占め、そのうち5割はハンドル操作ミス、3割はブレーキとアクセルの踏み間違いである。2020年6月に改正道路交通法が成立し、一定の違反歴がある75歳以上のドライバーには、運転免許更新時に実車試験による運転技能検査が義務づけられ、またサポカー限定免許も新設される。そこで、以下について伺う。
- ア 75歳以上の高齢者がサポカーを購入する際 に市独自の助成を行ってはどうか伺う。
- イ 年末の交通事故防止県民運動の中で行った 西区のサポカー体験は、サポカー機能体験に

答弁

あり、主に渋滞回避や災害時の実行実績情報の提供に活用され、全国におけるETC2.0の車両装着率は、令和2年12月現在において、約9%。本市は、これまでも一部の生活道路における交通事故対策に、ビッグデータを活用し、速度が高く、急制動が多発する、事故の危険性が高い抜け道に、ハンプの設置や幅員の狭窄化などの対策を行ってきた。今後については、市全域を対象にした事故対策箇所の選定にあたっては、事故データに加え、精度を高めるため、ビッグデータを活用して潜在的なリスクの高い箇所を抽出し、より効果的な対策を行っていく。

2 点目。現在、静岡県警察本部や一部の自動車メーカーが、交通事故防止の取組の一環として、交通事故の発生箇所や危険性の高い箇所を掲載した交通事故危険度マップをインターネット上に無料で公開している。なかでも、一部の自動車メーカーのマップでは、市民の皆様が、身近な場所の事故箇所やヒヤリハット箇所などを把握できるほか、コメントを書き込む機能が付加されているため、自ら危険箇所の情報を発信することもできる。市としても、今回、ご提案のマップが、対策の周知や事故防止のツールとして有用であることを確認したので、今後、速やかな登録手続きを行い、対策完了箇所の掲載を進めていく。また、マップの掲載内容や活用方法を取りまとめたチラシを作成し、交通安全活動の場を通じて、企業などに広く周知していく。

3点目の1つ目と2つ目は、関連があるため一括。安 全運転サポート車、通称「サポカー」は、衝突被害軽減 ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などを備 え、ドライバーの安全運転をサポートする車両であり、 警察庁の調査では、全乗用車と比較して、事故発生件数 が約4割少ないと報告されている。令和元年における全 国の新車販売台数のうち、サポカーが約9割を占めると ともに、昨年3月からは65歳以上を対象として国の補 助が実施されている。また、今年 11 月からはすべての 国産新型車への搭載が義務化される。このような国の動 向を踏まえ、市独自の助成制度の創設による普及促進で はなく、西区で実施している 65 歳以上の高齢者を対象 としたサポカー効果を体感できる体験会を他の区にも 展開し、あわせて、サポカーの普及に向けた国の支援策 についても周知を継続していく。こうした取り組みによ り、高齢運転者の安全意識の向上を図り、交通事故の防 止に繋げていく。

質問 答弁

とどまらず、高齢者に多い事故について、実体験により気づきを促すものだった。そこで、 高齢者へのサポカー普及促進や交通安全教育 についての考えを伺う。

6 森林環境譲与税について

国は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設した。本市への交付額としては、令和3年度は2.6億円を見込み、政令市中第2位である。第1位の横浜市では小・中学校の校舎建て替え等の際に、エントランスや教室などの内装仕上げ等に国産木材を活用するとして、令和元年度の譲与額1億4200万円を学校施設整備基金に積み立てているが、これは天竜材の販路拡大先として見込める。また、森林環境該与税の使途は、森林環境整備などが基本と考えるものの、税の目的に照らせば、樹木にまつわる社会課題の対策経費にも充当できると考える。そこで、以下2点について伺う。

- (1) 森林環境譲与税の配分が多く、かつ林業費が ゼロの自治体をターゲットにしたFSC認証の 天竜材・天竜材製品の利用・販路拡大について の考えを伺う。
- (2) 台風による倒木被害の防止やムクドリ対策、 温室効果ガスの排出を目的とする街路樹の植え 替え、並びに道路や電線に隣接する樹木の予防 伐採の財源として、森林環境譲与税を充当して はどうか伺う。

7 公文書管理及び遊休施設の活用について

総務委員会の視察で広島市公文書館を訪問した。広島市は原子爆弾被爆によって、公文書を

6(1) 山下農林水産担当部長

1点目。森林環境譲与税は、森林が少ない大都市にも 多く配分され、今後、大都市圏での木材利用が一層進む ことが見込まれる。この状況は、本市にとって天竜材を 売り込み、需要拡大に繋げていく絶好のチャンスである と捉えている。こうしたことから、本市は、川崎市や東 京都中野区等の首都圏に対して、FSC認証材である東 竜材の普及啓発、利用拡大を図るため、都市間連携事業 を積極的に進めているところである。このような中、昨 年11月、川崎市が中心となって、首都圏九都県市等の 自治体により、木材利用推進策などを協議する新たな 織が設置され、本市もメンバーとして参画することとなった。今後については、この組織を活用し、天竜材の R活動を行うとともに、首都圏等において、普及啓発イ ベントやセールスミーティングなどを開催し、天竜材の 利用・販路拡大を推進していく。

6(2) 森本財務部長

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律において、森林環境譲与税の譲与を受けた市は、譲与税の総額を「森林の整備に関する施策」又は「森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策」に要する費用に充てることとされている。本市としては、本市の特徴である市域の約7割、約10万へクタールの豊富な森林資源の、持続可能な経営・管理が最優先課題と考えているので、まずは、天竜材の需要拡大を含めた森林経営関連事業を中心に森林環境譲与税を活用していく。

7(1) 金原総務部長

調査の結果、保存年数 10 年以上の公文書は約 4 万箱、 そのうち歴史的公文書が約 6 千箱だった。この結果を分

はじめ多くの歴史資料を焼失したが、広域合併 材した町村に明治以降の公文書が保存されてお - り、旧広島市域に関する歴史的公文書も多数含 しまれていた。そうした公文書の散逸を防ぎ、収 を集した資料類の体系的な保存・活用を図る専門 ま

本市における旧市町村の公文書は各区の協働センターや遊休施設などに点在し、公文書保管状況等を確認したが、不具合が散見され、管理を見直す必要がある。また、広島市ではデジタル化により市民も活用できるが、遊休施設内への保管だけでは活用できない。

施設として公文書館が設置された。

また、公文書の保管場所としている旧市町村の庁舎等空きスペースは、高速通信の整備などによりサテライトオフィスとしての活用も可能であり、廃校になった校舎や体育館などの遊休施設も、市民の活動拠点としての利用希望が多い。公文書管理については、平成30年5月定例会の斉藤晴明議員の質問に対する答弁は、歴史的公文書を含めた各課保存文書量調査、必要保管スペースの見積り、歴史的公文書の市民提供手法、文書保存年限適切化、公文書館の機能を備えた施設の設置などを検討するとあった。そこで、以下2点について伺う。

- (1) 平成30年度に実施した公文書の調査結果と検討結果について伺う。
- (2) 公文書集約により、空いた遊休施設の活用促進について伺う。

8 悪臭規制について

事業者の排水による悪臭の相談を受けて、市 当局が事業者に対策を促しても改善されないこ とがあり、近隣住民は日常生活を脅かされてい る。法令違反ではないことから強制的な対応は できないとの市の見解である。

本市の臭気対策は、平成22年から全市域を臭 気指数による規制に統一した。臭気指数は人間 の嗅覚を用いて悪臭の程度を判定するものであ り、工場の悪臭苦情ばかりでなく、飲食店やサ 答弁

析し、職務上使用しない歴史的公文書について保管スペースを見積り、今年度、約1,300箱を旧北小学校に集約した。歴史的公文書の市民利用については、検索用のリストを順次作成し、情報公開制度の中で対応していく。また、国の基準に合わせて、一般的な公文書の最長の保存年数を30年とし、歴史的公文書に該当しない公文書は、保存年数を経過したものから、順次廃棄し、文書保管スペースの確保・縮減に努めていく。今後もこれまでの利用実態、他都市の状況などを確認する中で、デジタル化も含めて市民の皆様が歴史的公文書を利用しやすい仕組みについて検討を進めていく。

7(2) 森本財務部長

遊休施設の活用は、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、市民サービスの向上、効果的な運営の観点から、アセットマネジメント推進課と施設所管部局が連携して、活用の検討や処分を進めているところである。今後についても、公文書の集約などによる遊休施設の活用は、本年2月に株式会社ライフルと締結した「空き家等の利活用を通じた地域活性化連携協定」などによりニーズを把握するとともに、官民連携地域プラットフォーム等で情報発信を進め、活用できる施設は積極的に活用し、活用が見込めない施設は、解体及び売却を推進していく。

8 影山環境部長

排水路の悪臭については、原因となる事業者の排水対策を重視し、水質汚濁防止法に基づき指導しているが、小規模事業者は、排水規制が適用されないため、行政指導に留まっている。一方、悪臭防止法では、事業者に対し、改善勧告、改善命令、罰則などの措置の適用が可能。しかしながら、悪臭は感覚公害とされ、感じ方に個人差があること、臭気測定では原因の特定が難しい側面もある。このため、課題解決に向けては、原因となる排水対策の指導を基本としつつ、悪臭が著しい場合には、臭気

答弁

ービス業などからの悪臭苦情にも対応可能であ り、規制対象は市内全ての工場・事業所である。 また、平成16年施行の「音・かおり・光環境創 造条例」では、「市民は、廃棄物の焼却、飲食物 の調理、自動車等の排出ガスその他の日常生活 に伴って発生するにおいにより、近隣の生活環 境を損なうことのないよう相互に配慮し合い、 悪臭の少ない生活環境の保持に自ら努めなけれ ばならない」ことや、「事業者は、自らの事業活 動に伴って発生する悪臭により、近隣の生活環 境を損なってはならない」ことを定めているが、 強制力のある悪臭規制対応ができないか伺う。 また、事業者による環境改善を促すために、換 気扇ダクトの改善や油水分離機の更新の際に、 補助金などのインセンティブを導入できないか 伺う。

測定を実施するとともに、関係法令を所管する下水道部局や保健所とも連携した指導を進めていく。また、小規模事業者を対象とした排水規制のための条例の必要性についても検討していく。事業者へのインセンティブ付与については、基本的には事業者の社会的責任として環境の保全に努めるべきであり、補助金導入の考えはない。

9 ネーミングライツについて

税外収入の確保として、各部署で様々な取組が行われているが、今後の税収減を見据えて、 取組を強化すべきと考える。そこで、以下2点について伺う。

- (1) ネーミングライツパートナーの契約料の使 涂について
- (1) 平成30年6月の市民文教委員会において、 浜北総合体育館など3施設のネーミングライツパートナーの契約料の使途について、我が会派の北野谷富子議員からの、「施設の維持管理費用としてではなく、今回有料化された利用料補助などに充てれば市民にネーミングライツの意義が伝わり、今後のネーミングライツパートナーの公募増にもつながる」との指摘に対し、今後、財政当局と調整するとの答弁だった。

その後、サーラ音楽ホールの契約料の使途を確認したが、施設の維持管理費用に充当するとのことだった。例えば施設の課題解決策として、現在1時間ごとの路線バスを増便するための補填や、バス停留所の安全対策、待機所の設置などを行い、施設利用者が恩恵を享受できれば、

9(1)(2) 森本財務部長

1点目。ネーミングライツ制度における契約料については、税外収入の確保の観点から、原則として契約施設の整備や管理運営に係る経費に活用することとしており、現状においても議員提案のような使途を制限しているものではない。今後、ネーミングライツパートナーの意向なども反映される柔軟な運営に向けて、施設所管部局と調整を行っていく。

2 点目。設置機材などへのネーミングライツは、フラワーパーク内のUD昇降機の事例がある。今後は施設単位のほか、設置機材への活用も促されるよう、現在改定を進めているガイドラインに分かりやすく整理していく。

質問	答弁
ネーミングライツを希望する企業が増えると考える。本市のネーミングライツ推進はアセットマネジメント推進課が所管しているが、契約実務は施設の所管課が担当している。契約料の使途は施設の所管課の提案を反映すべきと考えるがどうか伺う。	
(2) 設置機材などへのネーミングライツの導入について (2) 浜松アリーナの大型ビジョンは片側のみに設置されているが、最近のバスケットボールやバレーボールでは大型ビジョンの活用が増え、両側に設置することが望ましいと考える。設置費用などの資金調達手段として、施設単位の募集のほか、施設の設置機材にもネーミングライツを適用できないか伺う。	